

旭市の**休日部活動** 地域展開について

旭市教育委員会 令和8年7月13日

教職員用説明会資料

1 部活動の地域展開とは

これまでの学校の部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承し、地域の文化・スポーツ団体が行う活動に移行していくことで、子どもたちが多様な活動を体験できる機会と、少子化の中でも将来にわたり、活動を継続して取り組むことができる環境の整備を進めるものです。モデル事業としてソフトテニス（AMOC）、陸上競技（A-JAC）を開始しています。

※「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、地域移行から「**地域展開**」に変更する案が出され、この流れを受け、旭市でも地域移行を地域展開と変更します。

2 なぜ部活動を地域展開するの？

○少子化に伴い、部活動
が成り立たない



○チームとしての練習ができない
○チームや団体として大会やコン
クールに参加できない

○生徒や保護者の要望



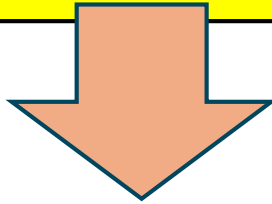
○学校にやりたい部活動がない
○もっと専門的な指導を受けたい

○教職員の負担

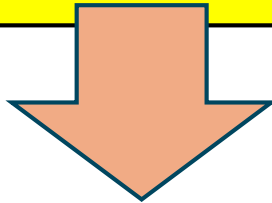


○未経験の種目を指導する負担
○平日、休日に部活動を指導する
負担

これまで学校の人的・物的資源によって行ってきた
持続可能な部活動の運営が困難な時代に



子どもたちが自己実現を図ることができるような
持続可能な活動の環境や場を提供する体制を目指す



旭市における地域クラブ活動を開始
学校・家庭・地域全体で子どもに関わり、子どもを育てる

3 あさひ地域クラブ（ACC）について

あさひ地域クラブ(Asahi Community Club)

部活動の地域展開に伴い、学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、資質・能力等を育てることを目的とした生徒の活動の場として市が準備した地域クラブ。

運営団体：株式会社オークスベストフィットネス

事務局：旭市教育委員会生涯学習課

直営クラブ

事務局が直接運営する地域クラブ

- ・陸上競技・軟式野球・ソフトテニス
- ・バレーボール・バスケットボール
- ・体操競技・卓球・柔道・剣道・サッカー
- ・ソフトボール・バドミントン・吹奏楽

認定クラブ

事務局から認定された既存または新規に立ち上げた地域クラブ

- ・種目の限定なし

4 開設地域クラブ及び練習会場(案)

種目	主な練習会場	種目	主な練習会場
陸上競技	旭二中(一中・二中) 飯岡中(海上・飯岡) 干潟中(干潟)	卓球	旭一中(一中・二中・干潟) 飯岡中(海上・飯岡)
野球	飯岡中(全校)	柔道	旭二中(全校)
ソフトテニス	飯岡中(全校)	剣道	旭二中(全校)
バレーボール(男)	海上中(全校)	サッカー	旭二中(全校)
バレーボール(女)	旭一中(一中・二中・干潟) 飯岡中(海上・飯岡)	ソフトボール (女子のみ)	海上中(全校)
バスケットボール (男)	旭二中(全校)	バドミントン	旭二中(全校)
バスケットボール (女)	海上中(全校)	吹奏楽	旭二中(一中・二中・干潟) 飯岡中(海上・飯岡)
体操	旭二中(全校)		

※参加生徒数、施設状況等の関係で設置クラブ数及び練習会場が変更になる場合があります。

5 部活動地域展開のスケジュール

令和8年9月から休日部活動の地域展開を実施する

ただし、受け皿等条件が整わない場合には、部活動継続も可とする

→同競技の地域クラブが一つでもできていれば、部活動は原則土日なしとする。

時期	地域クラブ実施 する部活動数	学校部活動 (休日)	学校部活動 (平日)	大会への参加
令和6年 9月～	市内1部活 (ソフトテニス)	継続 (地域クラブ以外)	継続 (週4日以内)	学校単位
令和7年 9月～	全中学校1部活以上 (ソフトテニス・陸上競技)	継続 (地域クラブ以外)	継続 (週4日以内)	学校単位
令和8年 9月～	全中学校部活 (20程度のクラブ)	継続 (地域クラブ以外)	継続 (週4日以内)	原則学校単位
令和9年度 以降 (予定)	実態に応じて	実態に応じて	実態に応じて	実態に応じて

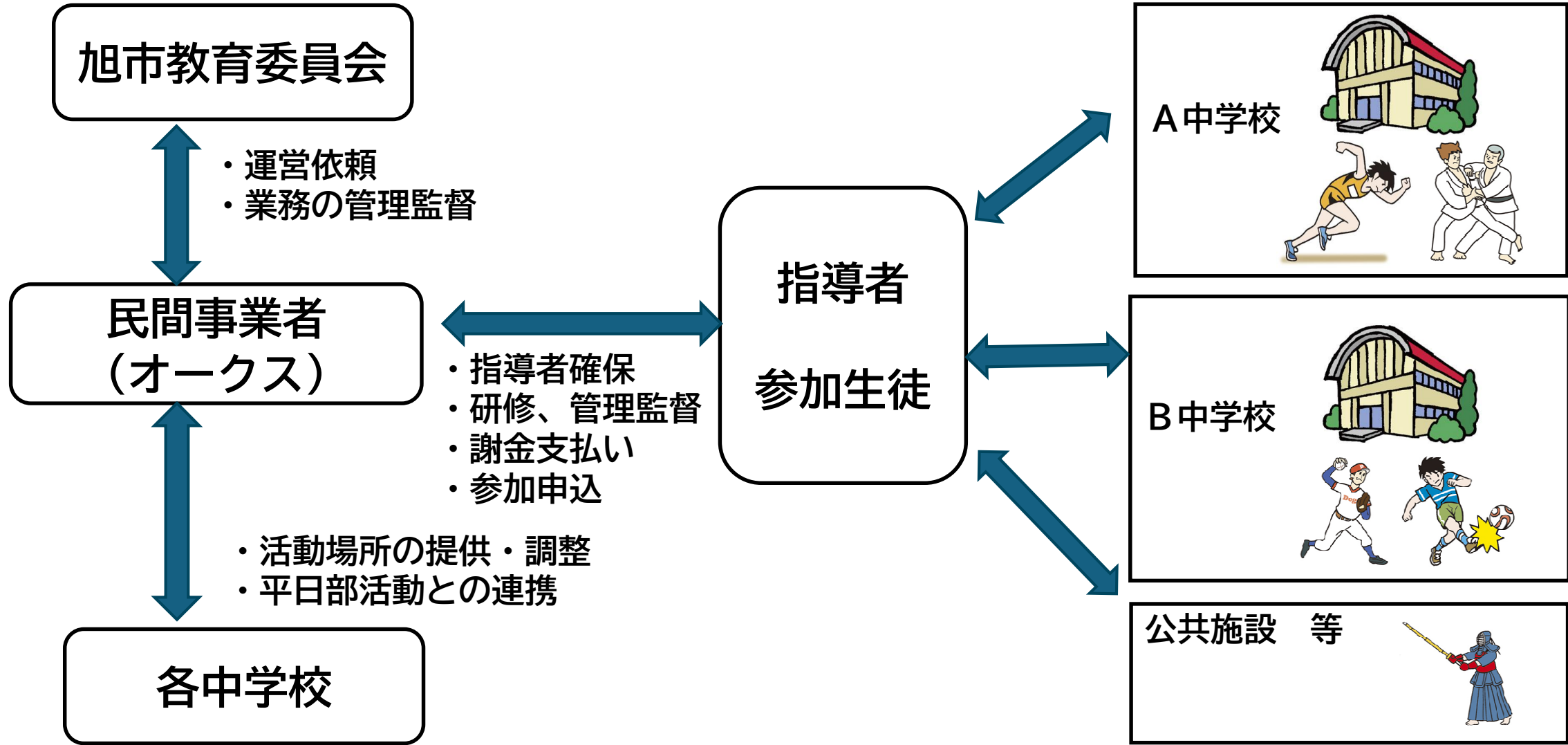
6 令和8年度の主なスケジュール（案）

4月	○生徒・保護者・教職員への説明 ○直営クラブへの参加意向調査 （生徒・教職員） ○モデル事業（AMOC・A-JAC）の継続（4～8月、費用は市が負担）
5月	
6月	○ACC公募開始（認定クラブ団体）
7月	○ACC公募開始（直営クラブ指導者） ○業者（オークス）説明（教職員、保護者） ○直営クラブの入会受付開始（参加生徒） ○兼職兼業申請開始（教職員）
8月	○直営クラブ説明会（全体・種目ごと） ○直営クラブ指導者説明会及び研修会
9月	○休日部活動地域展開完全実施

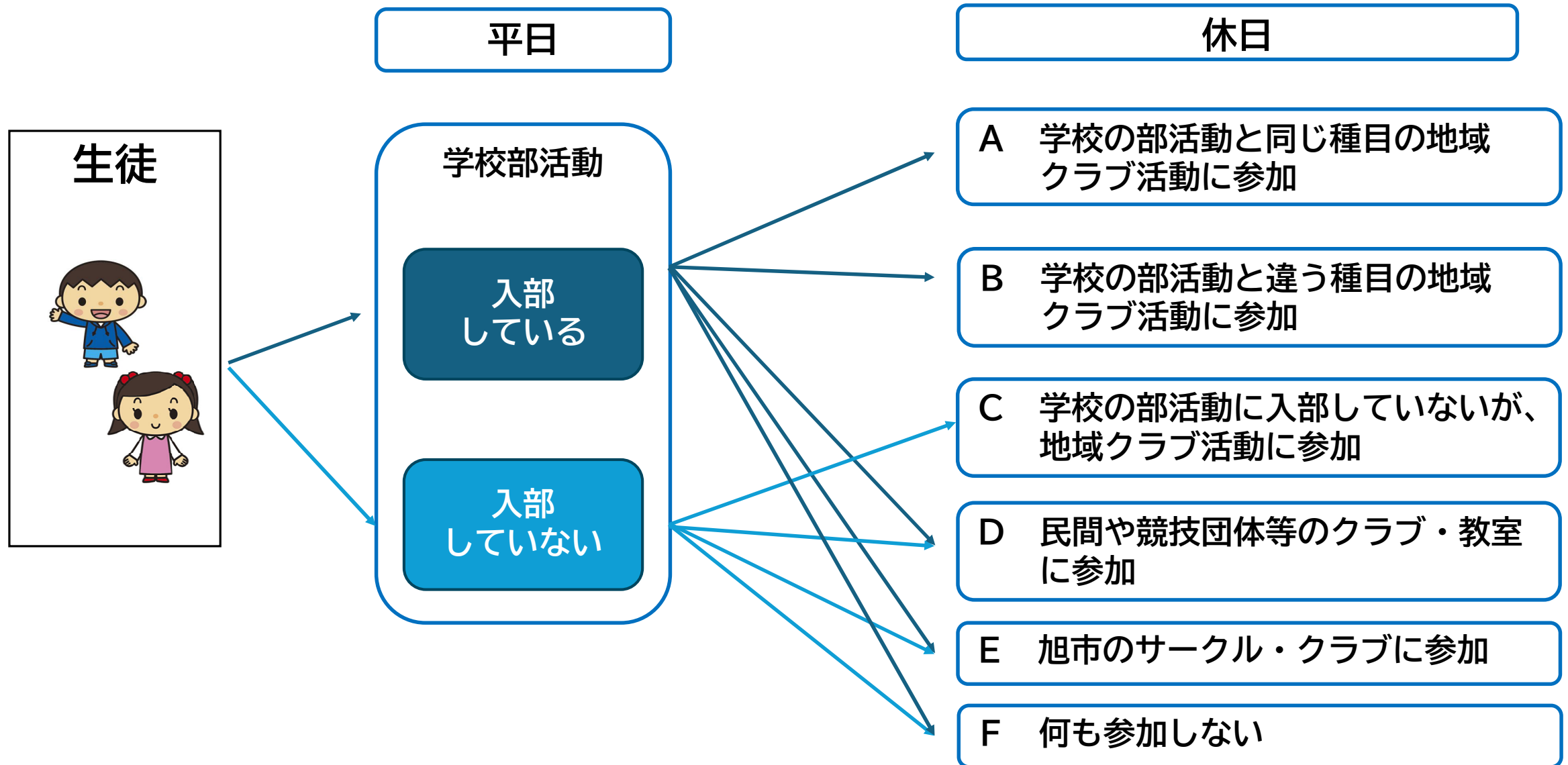
○令和8年9月から受益者負担を開始（月会費3,000円）
また、経済的困窮世帯への補助を予定

○受益者負担は、参加生徒に直結する費用を含む運営委託料に充てる
・指導者報酬
・保険料 等

7 9月からの運営体制について（直営クラブ）



8 地域クラブ活動に参加するときの選択イメージ



9 平日の部活動と休日の地域クラブ活動の比較（令和8年9月～）

	平日・部活動					休日・地域クラブ活動	
	月	火	水	木	金	土	日
運営	学校					地域クラブ	
活動日	4日間の実施					どちらか1日3時間程度	
指導者	顧問、部活動指導員					地域の指導者、兼業を希望する教職員	
活動場所	主に在籍する中学校					旭市内の学校、社会教育施設	
所属構成	同じ学校の生徒					同じ学校・近隣校の生徒	
保険	スポーツ振興センター					スポーツ安全保険	
費用	登録費・個人の備品等					登録費・個人の備品、参加費等	
緊急対応	学校、顧問					相談窓口、地域クラブ指導者	

10 受益者負担の必要性について

これまでの部活動	人材、場所、物資にかかる費用のほとんどが公費で賄う
これからの 地域クラブ	指導者報酬や運営にあたっての必要な経費を公費と参加者による負担金で賄う必要



生徒が受けるサービスに直接関連する経費を参加者にご負担いただくことを原則に、国の示した受益者負担額の目安を考慮しながらを受益者負担額を算定

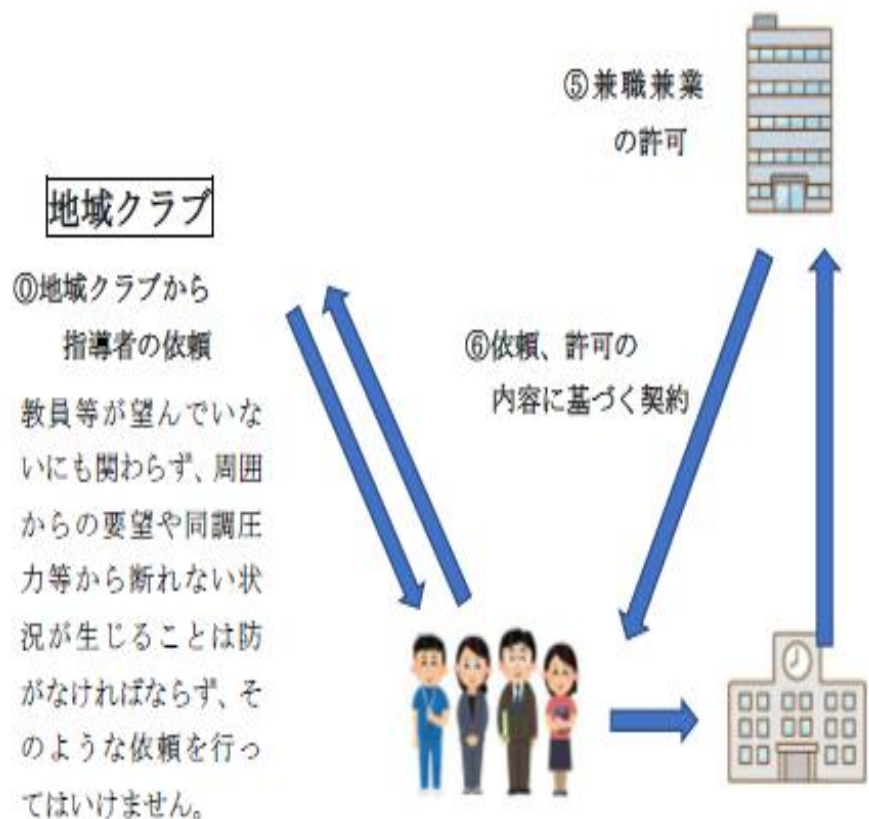
1 1

教員の兼職兼業について

許可申請 手続き

- 1 申請者は(1), (2)を校長に提出
(1)兼職兼業許可申請者
【第29号様式】
(2)許可申請時の確認事項
【様式1】
- 2 校長は、申請者から提出された
(1)について、許可要件に照らして
確認後【第29号様式】【様式1】
を旭市教育委員会へ提出
(周囲による黙示的な圧力により、
無理に希望させられることがない
よう、校長は、申請者の意志等を
よく確認すること)
- 3 旭市教育委員会は、提出文書を確認
後、申請者に許可の可否を通知

兼職兼業の許可を受けるためのプロセス (イメージ)



旭市教育委員会

④本務への支障の有無や
報償額などの確認

③兼職兼業の許可の申請書
等を提出
【第29号様式】
【様式1】

学校管理職 (校長)

②【認可要件】をもとに、申
請書等を確認・了承
本務への支障の有無などを
確認。当該教員等の勤務実態
を把握している管理職が責
任をもって確認することが
重要

教員等

①兼職兼業の申請書の提出

【第29号様式】【様式1】

12 地域クラブQ&A

連絡ツールは？

学校で使用している連絡ツールとは異なる民間業者のツールを使用する予定です。

費用の集金方法は？

民間業者に委託し、現金の取り扱いは行わない予定です。

活動場所までの移動は？

自転車や保護者による送迎を想定しています。

生徒の参加は？

あさひ地域クラブへの参加は任意です。また、部活動とは違う種目を選ぶことも可能です。

文化部の地域クラブは？

現在、休日の活動がある文化部は吹奏楽部のみのため、吹奏楽部の地域クラブの準備を進めています。

地域クラブの整備ができない場合は？

指導者が確保できない等、クラブの運営が困難な場合は、その種目については部活動として活動します。

地域クラブQ & A（つづき）

クラブの月会費は？

直営クラブへの月会費は、3,000円を予定しています（各クラブ一律同額）。

クラブの指導者体制は？

1クラブ2名（+ α ）を確保する予定です。

クラブの申し込み方法は？

参加生徒またクラブ指導者の申し込みについては、民間事業者の運営サイトを通じて登録をします。

指導者報酬は？

1時間あたり1,600円（3時間まで）の報酬を予定しています。大会等の引率費用は含みません。
※各地域クラブに1回の活動で2名までの支払いになります。

大会等への参加の仕方は？

小中体連の大会には、学校部活動で参加します。その他の大会・練習試合等は、学校部活動または地域クラブでの参加を検討しています。
※小中体連主催の大会は各専門部ごとに条件が異なるため。